

令和7年11月7日

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所
四国経済産業局

「令和8年1月施行！下請法は取適法へ」
～ 改正ポイント説明会（オンライン）追加開催 ～

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所（以下「公正取引委員会四国支所」）及び四国経済産業局は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正等に関する説明会をオンラインで開催します。

1 概要

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法は、本年5月23日に公布された、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（令和7年法律第41号）により改正され、令和8年1月1日に「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」（とりてきほう））及び「受託中小企業振興法」として施行されます。

取適法は、「協議に応じない一方的な代金決定の禁止」という新たな禁止事項が追加されるほか、手形払等の禁止、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が対象取引に追加、従業員基準の追加などの規制の見直しが行われます。

公正取引委員会四国支所及び四国経済産業局は、次のとおり、オンラインで説明会を開催し、各法律の改正ポイント等を御説明します。

なお、本オンライン説明会の内容は、本年9月から11月まで四国地区で5回対面開催した改正下請法（取適法）等説明会の内容と同じです。

（本発表資料のお問い合わせ先）

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課長 土居
担 当：善本

電 話：087-811-1758（直通）

四国経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室長 菅原

担 当：岸本

電 話：087-811-8564（直通）

- 2 開催日時
令和7年12月2日（火曜日）午後1時30分から午後4時00分まで
- 3 対象者
四国地区に事業所（本社、支社、支店、営業所等）が所在する事業者
- 4 説明者
公正取引委員会四国支所及び四国経済産業局の職員
- 5 実施方法
オンライン方式
※ 回線数の上限 200回線
- 6 申込方法
下記の四国経済産業局のホームページからお申し込みください。
申込先URL
https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shikoku-chusyokigyo/toriteki_online
※ 申込締切日 令和7年11月19日（水）
※ 申込時にお知らせいただいた個人情報は、本説明会に関する確認や緊急連絡以外には利用いたしません。

以上